

最高裁人任第700号

令和4年5月6日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿

最高裁判所長官 大 谷 直 人

(公印省略)

簡易裁判所判事兼判事補に任命されるべき者を次のとおり指名する。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

おか た あべ
岡 田 彩

(発令希望日 令和4年5月16日)

簡易裁判所判事兼判事補任命資格調

(令和4年5月16日)

補職さるべき庁	現職	氏名	生年月日	根拠法規
東京簡裁判事兼東京家判事補		岡田 彩	昭62.8.31	裁判所法第44条第1項 (職権特例法第3条の3による場合を含む), 同法第43条

兼 官 理 由

地方裁判所又は家庭裁判所の事件処理を機動的に行うため、その所在地の簡易裁判所の簡易裁判所判事に判事補を兼官させて裁判事務を適正に処理させたい。